

和田公園自治会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、多摩市和田公園自治会と称し、所在地を会長宅に置く。

(会の構成)

第2条 本会は、ハートフルタウン和田公園地区（以下「本地区という。」）住民の居住者をもって組織する。

(会員)

第3条 本会の会員は本地区内に居住するものとする。

(入会及び脱会)

第4条 本地区内に現に居住する入会希望者、並びに将来転入してきて入会を希望する者は会員となり、また申し出により脱会することができ、転出する者は自動的に脱会したものとする。
ただし、本地区に隣接する居住者で本会に入会を希望する場合は、役員会の承認を得たうえで入会することができるものとする。

第2章 目的及び事業

(会の目的)

第5条 本会は、政治、宗教、思想に関与せず、本地区住民の自主的、民主的な考えのもとに組織し、住民相互の連絡を密にし、親睦を図り、福祉増進と生活の向上につとめ、地域の発展を図ることを目的とする。

(会の事業)

第6条 本会は、次のような事業を行う。

1. 住民相互の連絡（回覧板、会報の回覧等）
2. 区域の環境美化、清掃活動
3. 自治会施設の維持管理
4. 防災・防火活動及び交通安全・防犯等
5. スポーツ、レクリエーション及び文化レクリエーション活動
6. 行政機関に対する要望、陳情等
7. その他この会の目的達成に必要な事項等

第3章 役員

(役員構成)

第7条

(イ) 本会に次の役員と監査を置く。

1. 会長1名、副会長2名、書記1名、会計1名を置き、その他監査1名を置く。
2. 役員の任期は1年とする。ただし、補欠役員の任期は前任の残任期間とする。
3. 役員は3年を限度とし、再任することができる。

(ロ) また、本会は、次の地区委員を置く。

1. 地区委員 6 名。全域を「6 地区」に分け、各地区に地区委員 1 名以上を置き、地区委員は 1 年毎に持廻りとする。ただし、5 年以内に地区委員を担当している場合は次の順の世帯とする。
2. 地区委員には、地区委員長を置き、地区委員長は副会長を兼務することができる。

(役員等の職務)

第 8 条 各役員の主たる職務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
3. 副会長の 1 名は防災に関する事項を担当する。
4. 書記は本会の活動を記録し、自治会内に広報する。
5. 会計は本会の金銭出納等の事務にあたる。
6. 監査は本会の会計に関する諸帳簿等を監査する。
7. 地区委員は本会の決定事項、各種回覧、通知状等を各地区内の会員に伝達する。

(役員及び地区委員の選出)

第 9 条 本会の役員の選出は総会に於いて会長、副会長、書記、会計及び監査を会員の互選により選出する。地区委員は各地区 1～2 名ずつとし新年度に於いて新旧は交替する。

第 4 章 役員会および総会

(役員会の招集等)

第 10 条 役員会は本会の執行機関であり、会長が必要に応じて役員会を招集し、事業計画の立案及び改廃並びに会員からの要望その他を審議し、会全体の運営円滑化をはかるものとする。

(構成)

第 11 条 役員会は下記の役員をもって構成する。

会長、副会長、書記、会計、監査、地区委員長の出席を必要とする。

(定時総会及びその機能)

第 12 条 年 1 回、年度の初め（4 月中）に定時総会を開くものとする。また次の事項は、総会の決議や承認を要し、それは出席者の過半数の賛成を要する。ただし、会則の改廃及び特別の重要事項に関しては、自治会員の過半数の賛成を要する。

1. 前年度の事業報告と新年度の事業計画
2. 予算及び決算
3. 会則の改廃及び役員の選任
4. その他の重要事項

(臨時総会)

第 13 条 会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。

第 5 章 会の運用及び会費

(経費)

第 14 条 本会の経費は会費並びに寄付金をもって充当する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(通常会費)

第16条 通常会費は一世帯当たり月額200円とする。ただし、保護世帯の方で事情のある場合にはこの限りでない。また、納入方法は役員会で決定する。

(臨時会費)

第17条 本会の収支状況、特別事業等の実施のため、臨時会費等を必要とするときは、役員会を開催し、賛成を得て徴収することができるものとする。

(承認)

第18条 第12条に定める総会において承認された年度決算報告書及び新年度予算(案)並びに新年度計画(案)は文書により全会員に配布するものとする。

第6章 会則の改正その他

(その他)

第19条 本会則に規定していない事項に関しては第5条に定める目的に従い、会員各位良識と誠実をもって解決するものとする。

(会費の使途)

第20条 会費は第6条に定める事業にあてるものとする。

第21条 役員の書類等の保管期限は、過去5年分を保管期限とし書類を処分する。但し、データの保管期限は設けず設立関係、議事録は保管を維持する。

【附則】

1. この会則は、自治会の承認をもって改正する。
2. 設立年月日は平成18年11月19日制定し会則を施行する。
3. この会則は、平成28年4月1日から施行する。(一部改正)
4. この会則は、平成30年7月22日から施行する。(一部改正)
5. この会則は、令和5年4月1日から施行する。(一部改正)